

広報津 TSU

- 「合併してよかった」と思える津市に向けて …P 2
- ～所信表明～ ……………P 4
- 合併後の津市のまちづくり⑦～香良洲地域編～ …P 8
- 市からのお知らせ ……………P10
- みんなの情報掲示板 ……………P22
- 市長コラム・市長活動日記から ……………P24



げいのう わんぱく 来場者1万人達成!

げいのう わんぱく(こうりゅうプラザ)
開館時間 10時～17時(10月～3月は16時まで)
休館日 毎週木曜日、12月29日～1月3日、施設点検期間
所在地 津市芸濃町棕本6146番地2(市芸濃庁舎南側)
問い合わせ ☎・FAX 265-5537

税理士法人 心

相続・会社設立・税務顧問・税務申告・税務調査・他

税理士 西尾 清 西尾有司 森田清則 斎藤美淳 竹村理紗 上田佳孝
<名古屋> <東海> <名古屋> <東海> <名古屋> <名古屋>

津駅税理士事務所<東海> 三重県津市羽町345 津駅前第一ビル 5F
津駅0.5分

本 部 <名古屋> 名古屋市中村区橋町14-13 ウエストポイント 7F
名古屋駅2分

心グループでは 企業様をトータルサポート!

弁護士法人 心 関心経営 広告
<愛知県・三重・岐阜県・東京>

社会保険労務士法人 心 司法書士事務所 心 (株)心保険
<愛知県・岐阜県> 司法書士和田昭宏<愛知県>

心グループ一丸となってサポートいたします!

総合受付 **夜間・土日相談可(要予約)** 平日9時～22時受付
0120-145-345 詳細は <http://kokoro.ac>



「合併してよかった」と 思える津市に向けて

2005
(平成17年度)

2011(平成23年度)

2012(平成24年度)

2013(平成25年度)

2014(平成26年度)

平成18年1月1日新津市誕生



津波避難ビル指定開始



小中学校大規模改造・増改築開始



地域インフラ維持・補修事業創設



ホルタひさいへの久居庁舎移転



全小中学校耐震化完了



まん中老人福祉センター



まん中こども館



消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター

津センターパレスへの移転



中央学校給食センター



障がい者相談支援センター



中央公民館



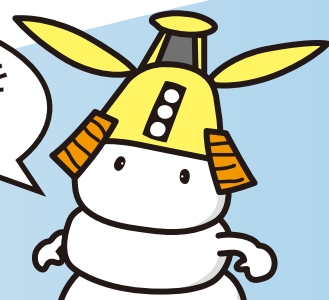
新斎場「いつくしみの杜」

津市総合計画(2008～)

新市まちづくり計画(2006～)(合併特例事業債の活用:平成19～26年度に約230億円、平成27年度予算107億円)



これから津のまちをもっと良くていくなだね



合併してもいいことがないって声もあったよね

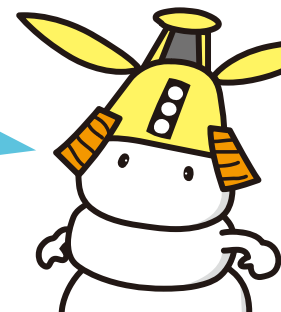
いろんな取組を進めてきたんだね



小中学校の普通教室へのエアコン設置



大谷踏切拡幅



「津をもっといいまちに」を合言葉に
市民のため、地域のため
「もっとできること」を実行するよ!!

2015(平成27年度)

2016(平成28年度)

2017(平成29年度)

2018(平成30年度)

地域懇談会の創設・開催

久居駅周辺地区都市再生整備事業((仮称)津市久居ホール、久居駅東口整備等)



新最終処分場



新たな応急診療所・
教育委員会庁舎



産業・スポーツセンター

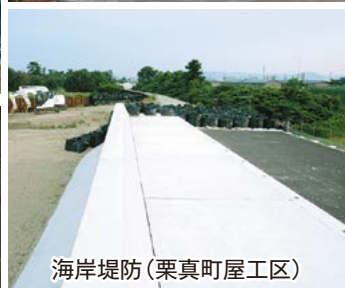
2018インターハイ(全国高等
学校総合体育大会)開催



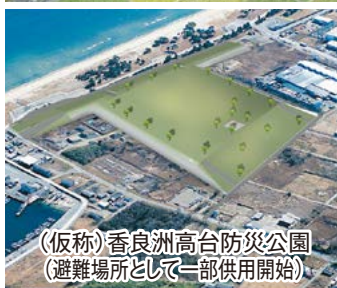
リサイクルセンター



JR名松線全線復旧



海岸堤防(栗真町屋工区)



(仮称)香良洲高台防災公園
(避難場所として一部供用開始)

平成33年度
2021三重国体開催



次期津市総合計画・
津市都市マスタープラン

新市まちづくり計画を5年間延長

▶▶▶ 2020(平成32年度)まで

津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略

▶▶▶ 2019(平成31年度)まで

総合教育会議



総合教育会議風景

やっぱり合併して
良かったね!

もっとできること!

- 中学生の医療費無料化
- 高齢者のコミュニティバスの運賃無料化
- 防災情報戸別受信装置の配布
- 育児休業取得時に保育所に通う兄や姉を退所させない保育環境の整備
- きめ細やかな獣害対策
- 企業誘致のさらなる推進と企業間のビジネスマッチングや創業に関するサポートを行う体制の整備
- 公民館やコミュニティ施設の老朽化対策



プレハブ校舎解消



旧明村役場保存活用

～所信表明～

問い合わせ 政策課 ☎229-3101 FAX229-3330



5月28日、市長2期目の就任後、初の津市議会定例会の開会に当たり、前葉泰幸市長が所信表明を行いました。今号では、その主な内容を掲載します。なお、所信表明の全文については、津市ホームページでご覧いただけます。

HP 津市 所信表明

検索

「津をさらに住みよいまちにするためにもっと頑張れ」と私に市政を託してくださった市民の皆様の御支援を深く胸に刻み、決意を新たに、4月27日初登庁しました。

これからの4年間、合併により実現したスリムな組織体制と健全財政を維持しながら、市民の皆様により良い行政サービスをお届けし、皆様に御満足いただける市政の実現に全力で取り組んでまいります。

これまでの取組

私が初めて市長に就任した4年前、「合併しても良いことがない」、「合併しなければよかった」という声を聞くことがありました。「多くの先人たちが様々な苦勞を重ねて成し遂げた合併という偉業が無に帰してしまわないよう、このような声を無くしていかなければならない」との思いから、地域の声に耳を傾けながら一つ一つ丁寧に取り組んでまいりました。

まず、市民の生活を支える社会基盤の整備です。4大プロジェクトである、新斎場は既に供用を開始し、新最終処分場の第1期・リサイクルセ

ンターの整備とJR名松線の全線復旧は、事業完了の目処をつけました。産業・スポーツセンターも、施設本体の工事に着工いたしました。

次に、市民のアイデアを形にする施策、前に進めるべき施策にも取り組んできました。

1期目の就任は、東日本大震災の発生直後のことでした。大きくなっていた市民の災害への不安を小さくし、安心に変えていこうと、市民の皆様から頂いたアイデアを形にした津波避難ビルや津波避難協力ビルの指定、(仮称)香良洲高台防災公園の整備などの取組を進めるとともに、津市地域防災計画の抜本的な見直しも行いました。

子育て支援も充実しました。共働き世帯の増加による保育ニーズの増大に合わせ、保育所の定員を増やすことで、毎年4月1日時点における保育所待機児童ゼロを維持しています。

また、就任時には明らかになっていなかった問題や、施策を進める中で浮かび上がってきた課題にもひるむことなく取り組んできました。

津センターパレスやポルタひさいなど、これまで積極的な関与を避け、明らかにされてこなかった第三セクターの経営課題に対しては、逃げ出すことなく、冷静に対処し、解決してきました。特

に、津センターパレスについては、中央公民館、まん中こども館、まん中老人福祉センター、障がい者相談支援センターをオープンし、中心市街地における新たな人の流れを創出しました。

道の駅津かわげについても、一時は国が事業を断念せざるを得ない状況にまで陥っていましたが、市民の声を受け、国へ強く働きかけたことにより事業化に漕ぎつけることができました。現在は来年のオープンに向けて順調に準備を進めております。

さらに、地域の思いもしっかりと受け止めてきました。

合併後、権限や財源、人員を本庁へ集約し、業務の効率化や人員の削減につなげてまいりましたが、地域住民と総合支所との間には、新たな距離感が生まれてきたという御指摘がありました。そこで、総合支所は、やはり市民に近い存在でなければならないという考えのもと、各総合支所に地元出身の職員を再配置し、地域の方々に親近感を持っていただき、頼られる存在となるよう努めてまいりました。

また、「地域インフラ維持・補修事業」も創設しました。本庁から総合支所へ権限・財源を移譲したことで、地域における課題や身近な地域の要望が地域で解決できるようになり、地域の皆様から評価をいただいております。

これら積み上げてきたものが実を結び、合併を悔やむような声を聞くことは少なくなってきたように思います。これをさらに一歩進めて、市民の皆様「合併して良かった」と思っただけのまちづくりを進めることが、私の責務です。高い志を持ち、市役所をあげて取り組むことをお約束いたします。

これからの4年間

これからの4年間の津市政はどうあるべきか、そして、それをどう実現していくか

津市総合計画を仕上げます

総合計画は10の旧市町村が取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用し、津地区合併協議会における議論を踏まえ策定された新市まちづくり計画を発展させ、合併後の新しい津市の市政運営の基本としたものです。4大プロジェクトをはじめ、旧市町村が合併後に進めてほしいと願った施策、また、地域が元気で輝いていくための施策などを掲げています。これらは、新しい津市が取

り組むべきとした施策であります。計画が終了する平成29年度までのこれからの3年間で着実に成し遂げてまいります。

新市まちづくり計画をさらに進めます

平成27年度までを計画期間としていた新市まちづくり計画については、昨年、平成32年度まで5年間の期間延長をいたしました。新市まちづくり計画に基づく事業については、合併特例事業債を有効に活用してまいりましたが、期間延長を行ったことから、平成28年度以降においてもその有利な財源をさらに活用してまいります。

合併特例事業債については、これまで、小中学校の耐震化や中央学校給食センター、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センターの整備など、既に完了した事業に約230億円を充てました。平成27年度予算においても、新最終処分場・リサイクルセンターの整備などに約107億円を活用いたします。

そして、いよいよ具体化に向けて動き出す（仮称）津市久居ホールや久居駅東口の整備などの久居駅周辺地区都市再生整備事業、旧県営住宅跡地における新たな応急診療所および教育委員会庁舎の整備にも活用し、着実に進めてまいります。

また、これまで継続的に取り組んでまいりました小中学校校舎の大規模改造や増改築、トイレの洋式化、放課後児童クラブや公民館、消防署の施設整備などについても事業箇所をさらに加えてまいります。

地方創生に取り組みます

この地方創生において、地方に求められているのは、地方が自ら考え、そして責任をもって実行していくことです。人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正するために、津市のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国からの財源を有効に活用しながら地方創生に向けた取組を進めてまいります。

平成27年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、様々な事業を展開いたします。地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、プレミアム商品券を発行します。発行総額15億6,000万円と県内で最も大規模なものとして、現在、取扱店の募集を行っており、7月27日から御利用いただけるよう準備を進めています。また、地方創生先行型交付金事業としては、国に先進的な取組として評価され、全国に紹

介された「不妊治療休暇制度促進事業」をはじめ、「UIターン促進事業」などの事業を着実に実施します。

来年度以降については、本市独自の施策を盛り込んだ総合戦略に基づき、安定した雇用を創出し、津市への新しい人の流れをつくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、特色を生かした地域を築き上げることで、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に一体的に取り組んでまいります。

「もっとできること」を実行します

そして、これからの4年間においては、さらなる高みに向けた目標を掲げます。それは、市民のために、地域のために「もっとできること」の着実なる実行です。現状に満足することなく、志を高く持ち、さらなる津市政の充実を望むたくさんのお声にお応えしていく、もう一步進んだ取組、それが「もっとできること」であります。

まずは、**小中学校の普通教室へのエアコンの設置**を始めます。未来を担う子どもたちの学ぶ環境をより充実させるため、今年度に増改築が始まる校舎から着手し、一志中学校の大規模改造、美里の小中一貫校開校に向けての増改築、南が丘小学校のプレハブ校舎解消のための増築、戸木小学校の児童数の増加に対応するための増改築において、新たに作る教室に設置します。来年度以降も普通教室へのエアコンの設置を進めてまいります。その時期や手順については来春までに明らかにいたします。

次に、久居駅周辺地区のまちづくりです。合併前から久居地域の最重要課題であったものの、なかなか前に進まない状況でしたが、本年4月、**久居駅周辺地区都市再生整備事業**として、国から社会資本整備総合交付金の内示を受けました。この交付金を活用することにより、合併前からの課題として引き継いだ**久居駅東口や市道新町野口線の整備**に加え、**(仮称)津市久居ホールの建設、水路改修と避難路整備**、さらには**久居市民会館跡地への久居交流広場の整備**など、今後5年間で取組を進め、副都市核として新たな活力を創出してまいります。

また、長年、解決策を見出し得なかった**津駅北側にある大谷踏切の拡幅や旧明村役場の保存活用**は、市民の安全確保のためにも、このままにしておくわけにはまいりません。対応すべき施策を精査し、新たに実施していく事業の着手に向けた端緒となるものとして、調査や計画策定に要する経



所信表明を行う前業泰幸市長

費を今回の補正予算に盛り込みました。

これらのほかにも、**市民サービスの充実を図る事業や課題にも正面から挑みます**。中学生の医療費無料化や高齢者のコミュニティバスの運賃無料化、防災情報戸別受信装置の配布、育児休業取得時に保育所に通う兄や姉を退所させず保護者の希望に応じて継続して保育ができる環境の整備、地域から真に求められるよりきめ細やかな獣害対策の実施、企業誘致のさらなる推進と企業間のビジネスマッチングや創業に関するサポートを行う体制の整備、地域の皆様の日頃の活動を支える公民館やコミュニティ施設の老朽化対策などについて、早急に政策協議を行い、施策を進める時期と手順を来春までに明らかにします。

そして、この秋には**地域懇談会を創設**します。市役所をあげて、これまで以上に地域に寄り添った仕事ができる強固な体制を整えてまいります。

市民の声に耳を傾け、きちんと応えていく「対話と連携」は、まちづくりの原点です。地域の実情に応じ、より強力に、より確実に課題を解決していく、また、よりきめ細やかに小学校区や自治会連合会単位で取り組んでいく、そういった地域懇談会にまいります。

地域の望みや願いをどうすれば実現できるかを考え、少しでも前に進めます。例えば地域からの要望をそのまま実現することが出来なかったとしても、それに代わるアイデアを示すなど、課題解決に向けた努力を重ねます。

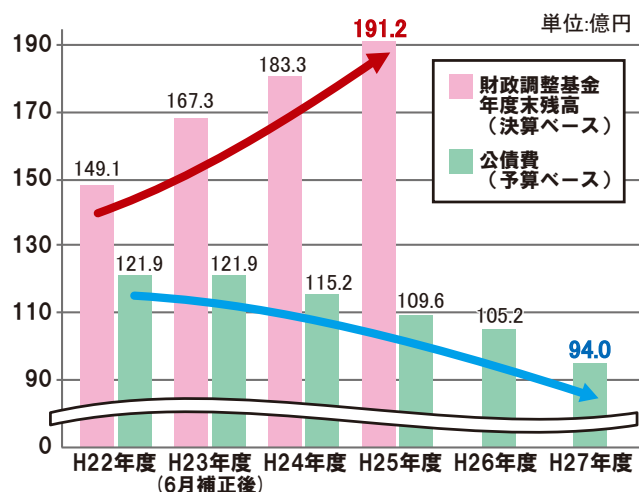
地域に寄り添い、よりきめ細やかな行政サービスの提供や心を込めた気配りにより、地域と行政がしっかりと手を携え、強い絆でつながった、そのような関係を築き上げてまいります。

健全な財政を維持します

これらの施策は、健全な財政を維持しながら展開してまいります。

10の市町村が合併したからこそ実現した職員数の2割削減、事務の効率化、スリム化のほか、普通債残高の計画的な削減などにより、**財政調整基金**については、**全国の同規模団体の中でも最大の額となる約191億円**まで積み増しました。また、**公債費**についても起債の抑制により、就任当時、**約122億円であったものを本年度の当初予算では約94億円にまで削減**し、財政の健全化の目安となる実質公債費比率や将来負担比率を格段に改善いたしました。

今後も、この取組によって築いた健全財政を維持しながら、年度間の財源調整のために積み増した財政調整基金については、合併特例事業債の本格的な償還に充てるだけでなく、市民サービスをより充実させるための財源として有効に活用してまいります。



財政調整基金年度末残高・公債費の推移

「もっとできること」の実現に向けて、市役所をあげて取り組みます

これまでの4年間、職員との対話を重ねてきたことで、職員には市民の思い、望み、期待に応えられる力が随分備わってきました。それが形となり、昨年度は、職員自らが、自らの言葉で「ゆるぎないよりどころ」とする職員行動規範を策定しました。そこには市民に寄り添い、市民の思いを形にし続ける職員の意気込みが示されています。例えば、「声なき声にも耳を傾け、市民とともに笑い、悩み、涙する心を持ち続けます」「津市役所の顔、津市の経営を担うプロとしての誇りと自覚を持ち、前例にとらわれず、市民の期待を超え

るサービスを提供します」といった、私としても大変頼もしく思う記述があります。この職員行動規範を胸に、それぞれの職員が行動すれば、それが市役所の総力となり、施策を強力に推進できるものと確信しております。

輝かしい津市の未来のために

これらすべては、津市の輝かしい未来へとつなげるものです。そして未来を担うのは子どもたちです。その子どもたちが、将来にわたって夢や希望を持ちつづけることができる、そのようなまちを築き上げていくことが、私達の責任です。子どもたちが学び、人生の糧を得る教育環境の充実、もっと進めなければなりません。折しも4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行されました。

私はこれを受け、県内で先頭を切って、同日に**総合教育会議を設置**し、第1回会議を開催いたしました。総合教育会議は、子どもたちの未来を考える場とし、実質的に機能するものにしてまいります。教育現場の声を私自身が直接聞きながら、市民が求める津市の教育行政となるよう努めてまいります。

また、**平成30年にインターハイ、そして平成33年には国体が三重県で開催**されます。開催に向けた準備を進めることはもとより、これらを見据え、子どもたちのスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げます。さらにサオリーナの完成を契機として、多くの市民の皆様にはスポーツに親しんでいただくなかで、市民の健康づくりとともに、未来のインターハイ選手や国体選手が生まれてくるようなスポーツの振興を図ってまいります。

そして、これからの4年間は、輝かしい津市の未来に向けた、長期ビジョンを描いていく時期でもあります。**平成30年度からスタートする次期総合計画や次期都市マスタープラン**の検討においては、津市が持続可能な都市として成長し続けていけるよう、「風格のある県都津市」の創造に向けた、津市のランドデザインを描いてまいります。

これまで築き上げてきた国や県との信頼ある連携をさらに深めながら、より住みやすい地域を目指して、輝かしい未来のため、「もっとできること」を着実に進め、そして皆様からの「津をもっといいまちに」という思いにしっかりと応えられるよう、2期目となる市政に4年間、粉骨砕身、全力で取り組む所存です。

合併後の津市のまちづくり⑦

～香良洲地域編～



ねえねえ、シロモチくん！10の市町村が合併したことで、香良洲地域(旧香良洲町)ではどんなまちづくりが行われたの？

香良洲地域は、海岸沿いで土地が低いので、洪水や津波に対する災害対策には特に力を入れていて、命を守る手段のひとつとして(仮称)香良洲高台防災公園を整備しているんだよ。



早く完成するといいね。

うん。これが完成すると車でも避難することができて、災害から命を守る安全で安心なまちづくりの強化につながるんだ。
これまでの香良洲地域の主なまちづくりをまとめてみたよ。



香良洲地域の主なまちづくりの実績

消防・防災の強化

- ① (仮称)香良洲高台防災公園整備
- ② 香良洲小学校屋上フェンス等改修、香良洲小学校災害用仮設便所貯留管設置
- ③ 香海中学校災害用仮設便所貯留管設置および外部階段設置
- ④ 海拔表示・避難誘導整備
- ⑤ 市香良洲庁舎耐震補強および久居消防署香良洲分遣所移転整備
- ⑥ 香良洲歴史資料館耐震補強および展示改修



⑪ (仮称)香良洲高台防災公園整備(イメージ図)

インフラ整備

- ⑦ 香良洲漁港整備(しゅんせつ、物揚場等保全対策、北防波堤延伸)
- ⑧ 香良洲エコステーショントイレ・排水路設置
- ⑨ 香良洲公園整備(園路整備、トイレ改修)



⑫ 浜っ子幼児園運動場整備

教育環境の充実

- ⑩ 香海中学校屋内運動場天井改修
- ⑪ 香良洲放課後児童クラブ施設新築
- ⑫ 浜っ子幼児園運動場整備

スポーツ施設等の整備

- ⑬ 香良洲体育館ライン引替、床改修
- ⑭ 香良洲サッカー場通路等整備
- ⑮ サンデルタ香良洲多目的ホール音響設備改修



⑧ 香良洲エコステーショントイレ・排水路設置



⑭ 香良洲サッカー場通路等整備



⑮ サンデルタ香良洲多目的ホール音響設備改修



地域の声



津市自治会連合会
香良洲支部
会長 太田増一

津市のまちづくりは、合併後10年を前に職員2,500人体制が整い、新市の財政運営の健全化が図られてきていると思います。今後も市長には市民サービスの向上を目指して地域との対話や連携を通じ、私たちが健康で安心して過ごせるようきめ細かい施策を実行していただくよう期待します。

香良洲地域のまちづくりには、地域住民が安心・安全な生活が送れるよう災害への備えが求められています。洪水や津波などから住民の命を守る方策として、香良洲橋を改修して高地に避難したり、(仮称)香良洲高台防災公園や避難ビルを整備して津波を回避する方法があります。さらに自治会としては、自主防災活動により減災に取り組むなど地域ぐるみでの活動を継続していくことが大切です。

今後も、私たち地域住民が協力しながら、住み良いまちづくりに努めてまいります。市にはさらに安心・安全な地域づくりを進められることを期待しています。

広報津8月1日号の合併後の津市のまちづくり⑧では一志地域編をお届けします。

お知らせ

引き忘れ、納め忘れにご注意を 市民税・県民税の特別徴収

市民税課

☎229-3130 📠229-3331

市民税・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から税額を差し引いて市へ納入する制度です。特別徴収義務者には5月15日付で税額決定通知書と納入書を送付しましたので、内容をご確認の上、取扱金融機関等で納入してください。

市民税・県民税の特別徴収税額の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。初回の納期限は7月10日(金)です。10日が土・日曜日、祝・休日に当たる場合は、その翌日になります。

災害に遭った場合に 市税を減免

市民税課

☎229-3130 📠229-3331

資産税課

☎229-3132 📠229-3331

地震や風水害、火災などの災

害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内 容 被災の程度に応じた割合で減免

対 象

▶市・県民税

- 災害により、本人(同居の親族を含む)が居住する家屋または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、価格の3割以上であると認められる場合 ※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

▶固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産



木造住宅除却補助

建築指導課

☎229-3187 📠229-3336

倒壊する恐れのある木造住宅を取り壊す場合、費用の一部を補助します。

対 象 市内に補助対象住宅を所有する人

対象住宅	受付期間
昭和56年5月31日以前に建築(着工)した建築物のうち、耐震診断で評点が0.7未満の木造住宅	7月1日(水)～8月7日(金)
昭和56年5月31日以前に建築(着工)した建築物のうち、市長が特に除却を必要と認める老朽危険木造住宅	7月1日(水)から随時相談

補助金額 費用の3分の2(最高30万円)

久居中央スポーツ公園内プール リニューアルオープン

久居体育館

☎255-6081 📠255-2658

リニューアルオープンを記念し、7月11日(土)・12日(日)の2日間、入場料(使用料)無料で開放します。ぜひご利用ください。

戦没者等の遺族の皆さんへ 特別弔慰金の申請を

平成27年4月1日時点で恩給等受給者がいない場合に次の順番による先順位の遺族1人に第十回特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時の遺族で戦没者等の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦3親等内親族(おい、めいなど)

※3親等内親族のみ、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を共にしていた人に限られます。

申し込み 福祉政策課または

問い合わせ 福祉政策課

☎229-3283 📠229-3334

各総合支所市民福祉課(福祉課)へ ※お住まいの地域の窓口をご利用ください。

締め切り 平成30年4月2日(月)

今年は戦後70周年に当たり、改めて我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いを致し、戦没者を忘れないよう国は特別弔慰金を継続支給することにしました。戦没者の遺族に、より一層の弔慰を表するため、償還額を年5万円に増額し、5年償還の国債を5年ごとに2回支給します。

JR名松線沿線美化のための 苗木・花苗を配布

名松線復旧推進室

☎264-0140 📠264-0141

JR名松線の車窓からの景観アップのため、名松線沿線の美化活動を行う個人・団体に苗木や花苗の配布を行います。

対 象 自治会、ボランティア団体、個人など

植樹・植栽対象地域 名松線沿線の名松線の車窓から見える地域

配布内容 苗木、花苗、種子など

配布時期 8月以降

申し込み 名松線復旧推進室または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し提出

申請期間 7月1日(水)～31日(金)

第65回社会を明るくする運動 強調月間

福祉政策課

☎229-3283 ☎229-3334

7月1日の「更生保護の日」から1カ月間は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」強調月間です。犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動で、市内各地でも啓発活動などの運動を展開します。

皆さんが、それぞれの立場で地域を考え、できることから地域活動に参加してください。安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、ご理解とご協力をお願いします。

行動目標

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- これらの点について地域社会の理解と協力の輪を広げよう



第65回社会を明るくする運動広報ポスター

イベント

三重短期大学 オープンキャンパス

三重短期大学学生部

☎232-2341 ☎232-9647

ミニ講義、実験・実習やキャンパスツアー、個別相談会などを通じ、三重短期大学の魅力を紹介します。事前予約は不要です。

と き いずれも13時～16時

● 8月6日(木)

生活科学科生活科学専攻

● 8月7日(金)

法経科第1部・第2部

● 8月10日(月)

生活科学科食物栄養学専攻

※それぞれの学科・専攻を中心に

紹介しますが、都合のよい日程でご参加ください。

ところ 三重短期大学41番教室



昨年の様子

募集

津市ファミリー・サポート 緊急サポート提供会員養成講座

こども支援課

☎229-3284 ☎229-3334

津市ファミリー・サポート・センターは、子育て子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望

に応じて、その支援ができる人(提供会員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的に子どもを預かる仕組みです。子どもを預かるために必要な専門知識の基礎を学んで、提供会員になってみませんか。

と き 7月18日(土)・19日(日)・20日(月)・25日(土)・26日(日)・27日(月)

ところ 中央公民館、高茶屋市民センター

費用 2,500円(テキスト代)

申し込み 電話またはファクスで津市ファミリー・サポート・センター(☎236-0120、☎236-0121)へ

健康づくり推進員による 元気づくり集会

白山保健センター

☎262-7294 ☎262-6520

ヨガで楽しく健康づくりしましょう。

と き 7月24日(金)10時～11時30分

ところ 白山保健福祉センター2階

講師 堀口富美子さん

定員 先着50人

持ち物 ヨガマット(なければバスタオルでも可)、運動しやすい服装、飲料水、タオル

申し込み 直接窓口または電話で白山保健センターへ

申込開始日 7月6日(月)

津市育休代替任期付職員を募集

問い合わせ 人事課

☎229-3106 ☎229-3347

育児休業を取得する職員の代わりに勤務する任期付職員を募集します。職務内容・勤務条件などは、原則として正規職員と同じです。

募集職種 事務職、技術職(建築)、保育士、保健師、幼稚園教諭

任用期間 育児休業を取得する職員の育児休業期間内(最長3年間)

採用方法 平成27年10月1日～平成32年9月30日の5年間採用候補者名簿に記載し、職員の育児休業の状況などに応じて採用

受付期間 7月1日(水)～22日(水)

※申込方法や受験資格など、詳しくは津市ホームページ、または人事課・各総合支所地域振興課などで配布する受験案内をご覧ください。



募 集

つ・環境フェスタ(旧つ・環境フェア)出展者

環境政策課

☎229-3212 FAX229-3354

環境について多くの人に関心を持ってもらえるよう「つ・環境フェスタ」へ出展しませんか。

と き 11月23日(月・祝)10時～15時

ところ メッセウイング・みえ

内 容 営利目的以外で、環境をテーマとした展示・体験、舞台、フリーマーケット ※展示・体験は机2脚、椅子3脚を利用できます。

申し込み 環境政策課へ

締め切り 7月31日(金)



昨年の様子

津市環境審議会委員

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

市長の諮問に応じて、環境の保全と創造に関する重要事項や、環境基本計画の変更に関する事項を調査・審議する審議会

委員を公募します。環境審議会は、年間4回程度、平日に会議を開催します。

対 象 次の全てを満たす人

- 市内に在住・在勤・在学で4月1日現在20歳以上の人
- 環境の分野に関心が高く、知識・経験のある人
- 本市の議員・常勤職員・他の審議会等の委員でない人

任 期 委嘱した日から2年間

募集人数 4人程度(選考あり)

報 酬 審議会1回につき9,000円

応募方法 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申込用紙に必要事項を記入し、800字程度の作文「津市の環境について思うこと」(様式自由)を添えて、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで環境政策課(〒514-8611 住所不要、✉229-3139@city.tsu.lg.jp)または各総合支所地域振興課へ ※申込用紙は、津市ホームページからもダウンロードできます。記入された個人情報、選考以外には使用しません。

募集期間 7月8日(水)～22日(水)必着

子 ど も

夏休み森と緑の親子塾

林業振興室

☎262-7025 FAX264-1000

と き 8月9日(日)10時～15時

ところ 美杉の家建設株式会社 木材処理加工施設内(美杉町上多気、道の駅美杉西側)

内 容 木工教室など

対 象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定 員 抽選20組(1組3人まで)

持ち物 昼食、飲み物、タオル、帽子、レジャーシート、健康保険証

申し込み はがき、またはファクス、Eメールで、住所、参加者全員の氏名、電話番号、学校名、学年、希望木工品名(プランター・マガジンラック・本立てのいずれか)を林業振興室(〒515-2603 白山町川口892、✉262-7025@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月13日(月)必着

※この事業は、「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」を活用しています。



木工教室

この夏 一身田寺内町でタイムトリップ

歴史まるごと体験塾

8月5日(水)～7日(金) 2泊3日

宿泊場所 高田本山専修寺宿坊(一身田町)

400年以上もの歴史があるといわれている一身田の寺内町で歴史や文化に触れ、さまざまな手作り体験・食体験などを楽しみましょう。



寺内町散策

内 容 昔の遊びの体験、寺内町散策、和菓子・こんにゃく作り体験、寺内町調べ活動など

対 象 小学5・6年生

定 員 抽選50人

参加費 9,000円

申し込み はがき、またはEメールで、住所、参加者と保護者の氏名、電話番号、学校名、学年、性別を教委生涯学習課(〒514-8611 住所不要、✉229-3248@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月17日(金) 必着



こんにゃく作り体験

問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3251 FAX229-3257

夏休み親子水道教室

水道総務課

☎237-5811 FAX 237-1210

施設の見学や実験などで、水道
水のできるまでを学んでみよう。

と き 7月30日(木)10時～15
時30分(雨天決行)

ところ 片田浄水場他

対 象 市内に在住・在学の小
学4年生と保護者

定 員 抽選25組(50人)

費 用 1組500円

申し込み はがきで住所、児童
と保護者の氏名(ふりがな)、
電話番号、学校名を水道総務
課(〒514-0073 殿村5)へ

締め切り 7月15日(水)必着

夏休み子どもポスター作り 教室

敬和公民館

☎・FAX 225-2325

交通安全・非行防止・人権問
題など、それぞれの課題に応じ
たポスターを制作します。

と き 7月18日(土)9時～12時

ところ 敬和公民館

対 象 小学3～6年生

定 員 抽選25人

持ち物 画用紙・絵の具などの
画材

申し込み 電話またはファクスで

講座名、住所、氏名、電話番号、
学校名、学年を敬和公民館へ

締め切り 7月10日(金)

親子そば打ち体験

倭公民館

☎・FAX 262-0485



そば打ち体験

地元産「倭そば粉」を使って、
水回しから試食まで、家族で楽
しく体験しませんか。

と き 7月26日(日)10時～13時

ところ 倭公民館

対 象 市内に在住・在学の小・
中学生と保護者

定 員 先着10組(1組5人まで)

費 用 1組5食分1,500円

申し込み 往復はがきで講座名、
住所、参加者全員の氏名、電話
番号を倭公民館(〒515-2622
白山町中ノ村581)へ ※往復
はがき1枚につき、1組有効

申込期間 7月6日(月)～17日
(金)必着

うちわ作り教室

競艇事業課

☎224-5106 FAX 224-9944

と き 7月19日(日)9時50分～

ところ 津市モーターボート競
走場2階女性・子どもルーム
※中学生以上の男性は入室で
きません。

対 象 小学生以下

定 員 先着20人

入場料 100円(20歳未満は無料)

手裏剣戦隊ニンニンジャーショー

競艇事業課

☎224-5106 FAX 224-9944

と き 7月18日(土)①11時～
②14時～(開場10時30分)

ところ 津市モーターボート競
走場ツッキードーム

入場料 100円(20歳未満は無料)

※ショー終了後は写真撮影会を
行います。



©2015 テレビ朝日・東映AG・東映

津が生んだ国学者について学ぼう

親子洞津谷川塾

7月25日(日) 9時～11時30分

谷川士清旧宅(八町三丁目)他



史跡の見学



お茶会

内 容 谷川士清旧宅や反古塚などの史跡の見
学、お茶会、谷川士清を紹介した紙芝居

対 象 市内に在住・在学の小学4～6年生と
保護者

定 員 抽選20組

申し込み はがき、またはEメールで「親子洞
津谷川塾参加希望」と明記し、住所、児童と保
護者の氏名、電話番号、学校名、学年を教委

生涯学習課(〒514-8611 住所不要、☎229-
3248@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月14日(火)必着



谷川士清旧宅前

問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3251 FAX 229-3257

応急手当を覚えましょう

問い合わせ 救急課
☎254-1603 FAX256-7755

**あなたの目の前で大切な家族が倒れたらどうしますか。
その命を救えるのはあなたです。**

突然倒れた家族を助けるには、119番通報するとともに適切な応急手当が必要です。消防本部では、このようなときに備えて、応急手当の講習会を開催しています。

過去に受講したことのある人も、応急手当の知識・技能を忘れることなく維持向上するため、定期的(長くても2～3年に1回程度)に再受講することをお勧めします。



講習会の様子

▶ 講習会の内容

救命入門コース	90分	心肺蘇生法(A E Dの使用方法を含む)
普通救命講習Ⅰ	3時間	主に成人に対する
普通救命講習Ⅱ(※)	4時間	主に成人に対する
普通救命講習Ⅲ	3時間	主に小児に対する
上級救命講習(※)	8時間	普通救命講習の内容および外傷の手当て・傷病者管理法・搬送法

- 心肺蘇生法
- A E Dの使用方法
- 異物除去
- 止血法

※筆記・実技試験有り

▶ 開催日程(公募型講習会) 1人でも気軽に受講できます。

コース名	と き	ところ	電話番号	申し込み
普通救命講習Ⅰ 13:00～16:00	奇数月の第2日曜日	中消防署	☎226-2580	前日までに 開催場所の 各消防署へ
	奇数月の第4日曜日	白山消防署	☎262-1044	
	偶数月の第2日曜日	久居消防署	☎254-1111	
	偶数月の第4日曜日	北消防署	☎232-3092	
上級救命講習 9:00～18:00	毎年3月(白山消防署)、6月(北消防署)、9月(中消防署)、12月(久居消防署)に実施します。詳しい開催日時などは改めて広報津でお知らせします。			

※上記以外の講習会の申し込みについては、最寄りの消防署へお問い合わせください。

手作り絵本コンクール作品募集

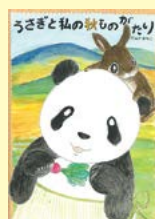
絵本づくりを通して、子どもの読書活動を充実させ、豊かな情操を育むため、手づくり絵本コンクールを開催します。

募集期間 9月2日(水)～10月9日(金)

対象 市内に在住・在勤・在学の人

※詳しくは、津図書館ホームページをご覧ください。

昨年度の市長賞受賞作品



一般の部



こどもの部

問い合わせ 津図書館 ☎229-3321 FAX229-1458

津市国民健康保険に加入している70歳未満の皆さんへ

高額介護合算療養費制度の 自己負担限度額が変わります

問い合わせ
保険医療助成課
☎229-3160
FAX 229-5001

高額介護合算療養費制度とは

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための制度です。

同じ世帯の被保険者が1年間(8月1日から翌年7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の合計額が著しく高額になった場合、自己負

担限度額を超えた金額を「高額介護合算療養費」として支給します。高額療養費および高額介護(予防)サービス費の支給がある場合は、その支給金額を控除して合算します。

該当する世帯には、申請の案内を送付します。詳しくはお問い合わせください。

医療費

月額の限度額を超えた分は、「高額療養費」として支給されます。

介護サービス費

月額の限度額を超えた分は、「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。

高額療養費と高額介護(予防)サービス費の支給分を差し引いて

高額介護合算療養費

それぞれの自己負担額を合算し、年額で限度額を超えた分が支給されます。

高額介護合算療養費制度の自己負担限度額(年額)

平成27年8月から、70歳未満の人がいる世帯の自己負担限度額について下表のとおり改正しま

す。なお、70～74歳の人の自己負担限度額に変更はありません。

所得区分	適用区分	所得要件	自己負担限度額 (国民健康保険+介護保険)	
			平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	176万円	212万円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	135万円	141万円
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	67万円	67万円(変更なし)
	エ	基準総所得金額210万円以下	63万円	60万円
低所得者	オ	住民税非課税	34万円	34万円(変更なし)

※基準総所得金額とは、所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

**津市の情報発信中!!**

**津市ホームページ**
QRコード ▶▶▶

**津市メールマガジン** 津市ホームページから登録できます

**津市シティプロモーション情報 facebook**
QRコード ▶▶▶

ケーブルテレビ津市行政チャンネル 123ch
津市行政情報番組 まるっと津ガイド・プラザ津
毎日6時～24時放送中!

三重テレビ放送
ついいと、ツイート!
毎月第4日曜日9時～9時15分放送中!
旬感☆みえ～MY CITY MY TOWN～
年6回放送中!

三重エフエム放送
津市情報マップ
毎週水曜日17時30分～17時35分放送中!

平成27年度の介護保険料

問い合わせ 介護保険課
☎229-3149 FAX229-3334

介護保険料の納入通知書を発送

平成27年度の介護保険料が決定しましたので、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、本年度の市民税課税状況や、合計所得金額などにより13段階となっています。詳しくは「広報津」4月16日号折り込み紙「みんなで支える介

護保険」、または納入通知書、津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。



第1段階の介護保険料を減額

低所得者の保険料軽減強化のために介護保険法が改正されたことから、第1段階の介護保険料を減額しました(平成27年度納入通知書には、減額後の金額が記載してあります)。



介護保険料

※改正部分のみ抜粋

所得段階	所得などの条件	算定式	年額保険料
第1段階	- 生活保護を受給している人 - 本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 - 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の人	【変更前】 基準額×0.48	【変更前】 35,520円
		↓ 【変更後】 基準額×0.43	↓ 【変更後】 31,820円

介護保険料「特別徴収」の仮徴収額を調整します

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額としてすでに通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。

「平成27年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の本年度8月の保険料額が、すでに通知して

いる額と異なるのは、平準化によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。



※確定申告を申告期限日以降に行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

例えば…	平成26年度		➡	平成27年度		に該当する人の場合
	所得段階	保険料年額		所得段階	保険料年額	
	第6段階	68,280円		第5段階	74,000円	

単位：円

年 度	仮徴収			本徴収			第6段階 年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成26年度	12,000	12,000	11,000	11,280	11,000	11,000	68,280

単位：円

年 度	仮徴収			本徴収			第5段階 年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成27年度	11,000	11,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000

8月以降の
保険料の計算は…

{年額74,000円－(4月分11,000円＋6月分11,000円)}÷4＝13,000円
※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

8月から利用者負担割合が 変わります

変わります 一定以上の所得のある人が2割負担に

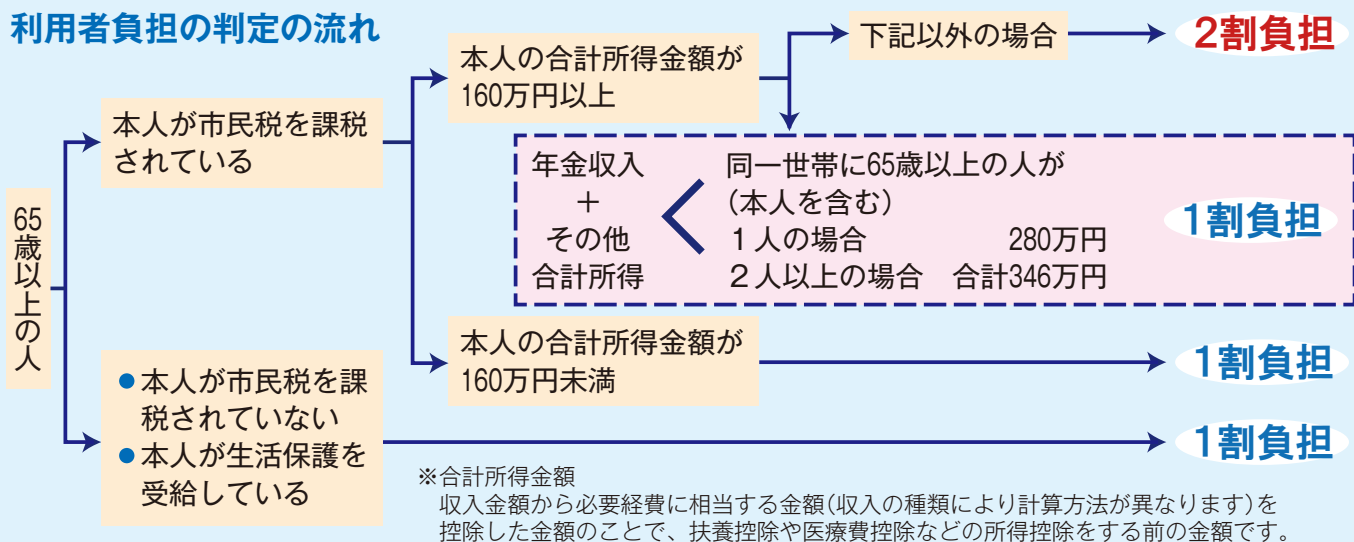
これまで介護保険サービスを利用した場合、全ての人が1割負担で利用できましたが、65歳以上の人で一定以上の所得のある人は2割負担になります。要介護認定を受けている全ての人に7月中旬に負担割合証を送付します。負担割合証には、

サービスを利用する時の利用者負担割合(1割または2割)が記載されていますので、サービス事業所に介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

有効期間 8月1日～来年7月31日



利用者負担の判定の流れ



変わります 食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)の基準

特別養護老人ホームなどの施設の利用に必要な費用のうち、食費と部屋代については、原則本人の自己負担となりますが、低所得の人(市民税非課税世帯)は、申請によりその食費と部屋代の負担軽減を行っています。

平成27年8月から対象になる人の基準の見直しが行われました。

- 施設入所などの際に、配偶者と世帯分離を行っていても、配偶者が市民税を課税されている場

合軽減の対象にはなりません。

- 市民税非課税世帯でも本人および配偶者に一定額を超える預貯金(単身1,000万円、夫婦で2,000万円)などの資産がある場合は、軽減の対象者になりません。



申請に必要なもの

負担限度額認定申請書、預貯金通帳などの写し(直近2カ月分、配偶者の分も含む)、同意書、印鑑

変わります 高額介護サービス費の上限額

介護保険制度では、1カ月ごとの利用者負担が上限額を超えたとき、申請するとその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その上限額のうち、高齢者医療制度の現役並み所得に相当する人について、上限額が変わります。

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者【平成27年8月新設】	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯	24,600円(世帯)
- 合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下の人 - 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

- 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人
- 市民税課税者で、現役並み所得者以外の人とは申請により利用者負担段階区分を「一般」とします。申請により、「一般」の対象となる人には、市から「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します。
- 8月中に申請した場合、8月サービス利用分から適用されます。



申請に必要なもの

介護保険基準収入額適用申請書、印鑑

7月15日から
8月15日は

平和を考える月間

問い合わせ 人権課
☎229-3165 FAX229-3366

平和を考える市民のつどい(無料)

8月1日(日)

津リージョンプラザお城ホール

定員各600人(整理券は発行しません)

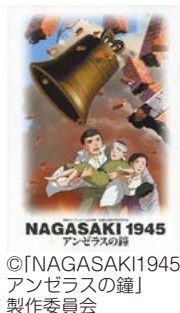
※当日、アンケート協力者に粗品をプレゼント

第1部

時 間 10時30分～12時(10時開場)

内 容 アニメーション映画「NAGASAKI 1945 アンゼラスの鐘」

70年前の8月9日、長崎上空で閃光がきらめき、一瞬にして人々は原爆に焼かれ、浦上天主堂のアンゼラスの鐘も吹き飛びました。奇跡的に助かった秋月医師とかろうじて生き残った人々が互いに助け合い、アンゼラスの鐘がふたたび響き渡る復活のときを信じて立ち上がる様子を描いた作品です。



©「NAGASAKI 1945 アンゼラスの鐘」製作委員会

第2部

時 間 13時30分～15時30分(13時開場)

内 容 映画「一枚のハガキ」



©2011「一枚のハガキ」近代映画協会/渡辺商事/ブランドス

戦争末期に徴集された100人の中年兵は、上官によるクジ引きによってそれぞれ次の戦地が決められました。その結果、94人が戦死し、生き残ることができたのは、たったの6人。戦争の愚かさと悲惨さを訴える作品です。

主演 豊川悦司、大竹しのぶ

原爆パネル展(無料)

地 域	開催期間	会 場
津	7月31日(金)～8月2日(日) 来年2月13日(土)	津リージョンプラザ
久 居	8月6日(木)～9日(日) 8月11日(火)～16日(日)	久居ふるさと文学館 ポルタひさい
河 芸	8月1日(土)～16日(日) 8月18日(火)～31日(月)	河芸公民館 市河芸庁舎
芸 濃	8月1日(土)～16日(日)	芸濃総合文化センター 市芸濃庁舎
美 里	7月31日(金)～8月6日(木) 8月7日(金)～16日(日)	美里社会福祉センター 美里文化センター
安 濃	8月7日(金)～14日(金) 10月23日(金)～30日(金)	安濃中公民館
香良洲	8月6日(木)～10日(月) 8月11日(火)～13日(木)	サンデルタ香良洲 市香良洲庁舎
一 志	8月1日(土)～9日(日) 8月11日(火)～19日(水)	一志農村環境改善センター 川合文化会館
白 山	8月3日(月)～7日(金) 来年2月20日(土)	白山市民会館
美 杉	7月31日(金)～8月5日(水) 12月4日(金)～9日(水)	美杉総合文化センター

サダコと折り鶴ポスター展

広島への原爆投下により2歳で被爆し、白血病になり12歳の若さで亡くなった佐々木禎子さん。生きたいという願いを込めて折り鶴を折り続けていました。禎子さんの一生を中心に、原爆がもたらす被害と平和の大切さを伝えるポスター展を開催します。

と き 7月31日(金)～8月2日(日)9時～17時
(2日は16時30分まで)

ところ 津リージョンプラザ生活文化情報センター(展示室)・ギャラリー

平和の折り鶴を募集

戦後70年を迎える今年、千羽鶴にして広島平和記念公園内の「原爆の子の像」に捧げる折り鶴を募集します。

受付場所 人権課、各総合支所地域振興課(生活課)、案内(市本庁舎1階)に設置する投かん箱

募集期間 7月1日(水)～24日(金)

※折り鶴は1辺15cm以内
の用紙を使用。千羽鶴
にする場合は長さ150
cmまで



津平和のための戦争展(無料)

と き 7月31日(金)～8月2日(日)9時～17時(2日は16時30分まで)

ところ 津リージョンプラザ生活文化情報センター(展示室)

内 容 津市での空襲時や戦時下の生活に関する資料展示

問い合わせ 津平和のための戦争展実行委員会(☎227-8752)

平和のための音楽会

と き 8月2日(日)14時～16時

ところ 津リージョンプラザお城ホール

内 容 ソプラノ&バリトン独唱、ピアノ独奏、邦楽合奏、声楽&器楽アンサンブル、平和のための合唱団など

入場料 協力金500円

問い合わせ 「平和のための音楽会」事務局(☎090-2184-0763)

JR名松線運行再開までの軌跡 Vol.4



名松線は全部で15駅あり、ローカル線らしい風情が今も多く残ります。では、前回に引き続き、名松線の駅を紹介していきましょう。

津市内へと進んだ列車が伊勢自動車道の高架をくぐると、見えてくるのが伊勢八太駅です。伊勢八太駅は伊勢

自動車道のインターチェンジや近鉄伊勢中川駅に最も近く、交通の便が良かったため、駅周辺は団地や住宅地ができて津市のベッドタウンの一つとなっています。伊勢八太駅は昭和5年に井関駅まで延伸開業した際に設置された駅で、当時の川合村の中でも八太地域と小山地域の間であり、より中心地に近い八太の名前となっています。

次の一志駅は伊勢八太駅と井関駅の開業から8年ほど遅れて、現在の位置よりも数百メートル西にできました。当時の名前は伊勢田尻駅。一志

町となる前の4カ村のうち、名松線のルート上だった川合村には伊勢八太駅、大井村には井関駅がありましたが、両村の間である高岡村には駅がなかったことから増設されたと考えられます。一志駅が現在の場所に移転したのは4つの村が合併し一志町となった後のことで、この時に名前も一志駅となりました。現在の一志駅は、松阪駅、家城駅に次いで利用者の多い駅です。それは、近鉄川合高岡駅にほど近く、両鉄道の乗り換えに多くの人が利用するためです。

そして、今回最後に紹介するのは井関駅です。井関駅は伊勢八太駅と同じく昭和5年の延伸開業の時に設置され、一時期は終点となっていました。井関駅を越えると、名松線で初めてのトンネルが登場します。これまでいくつもの谷を越えてきた名松線は、ここから山を抜け、さらに風光明媚なローカル線の景色が続いていきます。



問い合わせ 名松線復旧推進室 ☎264-0140 FAX 264-0141

通行止めのお知らせ

白山町真見地区の市道真見線

通行止め期間 ▶ 平成28年3月31日(予定)まで

白山町真見地区の市道真見線において、雲出川に架かる真見橋を修繕するため、車両通行止めとしています。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。



※JR名松線は、家城～伊勢奥津間でバスによる代行輸送を行っています。

問い合わせ
津南工事事務所 ☎254-5350 FAX 255-5586

津市公式アプリケーション 津っなび

無料配信中!

防災情報

行政情報

観光情報

Android・iOS
いずれも利用可能

ダウンロードはQRコードから



問い合わせ

広報課

☎229-3111

FAX 229-3339

まちの できごと

Events of the city

たくさん採れたよ♪

▶ 5/17

香良洲海岸と香良洲公園でふれあいのかおり2015渚のフェスティバルが開催されました。市内外から約4,200人が集まり、海岸清掃や潮干狩り、ステージショー、アサリ貝汁の振る舞いなどで会場が盛り上がりしました。



旗をなびかせ、東西踊り合戦だ ▶ 5/10



白山総合文化センターに34組の踊りチームが集結し、日ごろ磨いた踊りを披露しました。宝探しや

ふるさと物産展、抽選会など楽しい催しもあり、晴天に恵まれた会場は多くの人でにぎわいました。

世代を超えて ▶ 5/23



地域の交流と元気づくりのため、美杉中学校で「みすぎ春のスポーツ祭」が開催されました。生徒と地域の皆さんと一緒にグラウンドゴルフやノルディックウォーキングを行い、気持ちいい汗を流しました。

落語って面白い！ ▶ 5/21



安濃中公民館で、高齢者を対象にした講座「経峰大学」が始まりました。この日は落語家の切磋亭琢磨さんと切磋亭蒼秀さんによる親しみやすい古典芸能が披露され、元気な笑い声があふれました。



大きくなってね ▶ 5/20

一志西小学校3年生の児童が、雲出川の片山橋付近でアユの稚魚を放流しました。児童らがバケツに小分けされた稚魚を一齐に川に放つと、稚魚は元気いっぱい川を泳いでいきました。



津市の子どもたち ～未来へのちを育てよう～



ぼくの苗、まっすぐ？ ▶ 5/11

長野小学校の5年生4人が地域の人に教えてもらいながら、田植え体験をしました。裸足になって田んぼに入った子どもたちは、ぬかるみで動きにくそうでしたが、田植え綱を目印にしながら、楽しそうに田植えを行っていました。

野の彩りに魅せられて ▶ 5/2・3



久居公民館で久居文化協会盆栽部による山野草展が開催されました。山野草や盆栽の展示、販売が行われ、訪れた人たちは所狭しと並ぶ作品の数々に見入っていました。

みんなで気持ちいい町に ▶ 5/31



芸濃地域で地元の道路、公園、河川などの一斉清掃が行われました。早朝からたくさんの皆さんが協力して草木などを刈り取り、地域はすっかりきれいになりました。

みんなの情報掲示板

イベント

津友の会創立50周年記念 生活ひろば

日 7月18日(土)10時～15時 場
県男女共同参画センター「フレン
テみえ」生活工房(県総合文化
センター内) 内「食べるってだ
いじだよ!!」をテーマに展示・実
習体験

内 容	定員	費用
親子で子どもの生 活リズムについて 考える	制限 なし	無料
幼児に適した4回 食の献立について 実例を展示	制限 なし	無料
じゃがいものおも ち作り	先着 100人	100円
天然だしと即席だ しの味比べ、5味 の違いを体験	先着 100人	100円
常備菜の実例展示 と常備菜のおにぎ らず作り体験	先着 100人	100円

対 小学生以下と保護者
問 同会担当(☎227-8208)

いなば園納涼大会

納涼大会を一緒に楽しみましょ
う。ボランティアも募集中です。
日 8月1日(土)18時～20時 ※
雨天中止 場 三重県いなば園(稲
葉町)
問 同園(☎252-1780)

SPC JAPAN 全日本 理美容選手権三重県大会

県内の400人の若き理美容師
が三重県NO.1を懸け、日頃の技
を競います。理美容師の技術に
対する情熱を感じてみませんか。
日 7月6日(月)11時～ 場 メッ
セウイング・みえ
問 SPC JAPAN 三重本部(☎253-
6911)

募 集

第3回夕涼みセラピーウオーク

日 8月22日(土)16時～19時 場
道の駅「美杉」集合 内 津市森林
セラピー基地北畠歴史探索コース
を散策 定 先 50人 費 2,000円
申 7月10日(金)～24日(金)に直
接窓口または電話で津市森林セラ

ピー基地運営協議会(美杉総合支
所地域振興課内、☎272-8082)へ

2015津市国際交流デー実行委員

10月開催予定の津市国際交流
デーのボランティア実行委員を
募集します。
内 同委員会会議への出席および
イベントの準備、当日の運営など
申 電話またはEメールで津市国
際交流協会事務局(市民交流課内、
☎229-3146、✉info@tiea.jp)へ
問 同事務局(☎229-3146)

潜在的有資格者等再就職促進 研修

日 7月21日(火)・24日(金)(他に
1日施設演習あり) 場 三重県社
会福祉会館研修室2(桜橋二丁目)
内 再び介護現場で仕事をするた
めに、介護知識や技術を再確認
する研修 対 介護福祉国家資格
保有者、介護職員初任者研修修
了者で、現在福祉・介護の仕事
をしていない人 定 抽 30人
申 7月10日(金)までに電話で三
重県福祉人材センター(☎227-
5160)へ

参加者募集!! 津市民体育大会 津市民スポーツ教室

津市民体育大会

種 目	と き	と ころ	対 象	定 員	申込期間
軟式野球	8月21日(金)～23日(日)・ 29日(土)	津球場公園内野球場、安濃中央総合公園内 野球場、芸濃グラウンド、一志グラウンド	中学1・2年生	22チーム	8月10日(月) まで
ゴルフ	8月27日(木)	青山高原カントリークラブ(稲葉町)	小学4年生以上	先着45組 (180人)	7月20日(月)～ 8月20日(木)

津市民スポーツ教室

種 目	と き	と ころ	対 象	定 員	申込期間
ボウリング	7月29日(水)・31日(金) 13:30～15:00	津グランドボウル(垂水)	小学生	各先着 30人	7月6日(月)～ 24日(金)
	7月29日(水)・31日(金) 13:00～14:30	久居ボウリングセンター(久居井戸山町)	小学生	各先着 30人	
柔道	8月1日(土)・2日(日) 9:00～15:00	三重武道館(栗真中山町)	小学生以上	100人	7月24日(金) まで
陸上競技	8月4日(火)9:00～12:00、 5日(水)9:00～16:00	4日(火) 海浜公園内陸上競技場 5日(水) 県立看護大学体育館(夢が丘一丁目)	小学生	200人	7月17日(金) まで
	8月4日(火)9:00～16:00、 5日(水)9:00～12:00	4日(火) 県立看護大学体育館 5日(水) 海浜公園内陸上競技場	中学生以上	200人	

対 市内に在住・在勤・在学の人
申 津市スポーツ協会にある申込
用紙に必要事項を記入し、直接窓
口または郵送、ファクスで同協会
(〒514-0027 大門6-15、FAX273-

5588)へ ※参加費など詳しく
は、同協会にお問い合わせいた
だくか、同協会ホームページを
ご覧ください。
問 同協会(☎273-5522)

津市民スポレク祭出演・ 出展団体説明会

11月28日(土)開催の津市民スポレク祭に、出演・出展を希望する団体への説明会を開催します。

日 7月25日(土)19時～ **場** 久居体育館指導員室

申 7月22日(水)までに津市スポーツ・レクリエーション協会事務局(☎229-3254)へ

三重大学技術部 夏休み ものづくり・体験セミナー

ものづくりを通して知的好奇心を高めましょう。

と き	テーマ	定員
8月6日(木) 13時～16時	LEDを使った 光るオブジェを 作ろう！	10人
8月12日(水) 13時30分～ 16時30分	最先端の電子顕 微鏡に触れてみ よう！	5人
8月12日(水) 13時～16時	液晶ってなんだ ろう？	5人
8月20日(木) 13時30分～ 17時	材料試験を体験 しよう	5人
8月20日(木) 13時～ 16時30分	オリジナルプレ ートを作ってプ ログラム制御と 機械加工を体験 しよう！	5人

場 三重大学工学部(栗真町屋町)
対 中学生

申 7月13日(月)までに往復はがき、またはEメールで、参加希望テーマ、住所、氏名、学校名、学年、保護者の氏名と電話番号を三重大学工学部担当(〒514-8507 栗真町屋町1577、✉wato@arch.mie-u.ac.jp)へ

問 同学部担当(☎231-5363)

友好都市提携記念 第27回 鎮江杯争奪卓球大会

日 8月21日(金)～23日(日) **場** 津市体育館 **対** 市内に在住・在勤・在学の小学生以上 **費** ▶団体戦…小・中学生無料、一般2,000円 ▶個人戦…小・中学生300円、一般500円(当日会場で支払い)

申 7月13日(月)～27日(月)に、

津卓球協会ホームページから
問 津市スポーツ協会(☎273-5522)

HP 津卓球協会

親子で参加できるワークショップ

世界の歌やゲームを親子で楽しみ、外国語や世界を身近に感じませんか。

と き	対 象
7月20日(月祝) 14時～15時30分	小学生の親子
7月23日(木) 10時～11時30分	園児または 小学生の親子
7月24日(金) 10時～11時30分	園児または 小学生の親子

場 県男女共同参画センター2階セミナー室A(県総合文化センター内) **定** 各5組

申 言語交流研究所ヒップファミリークラブ(☎052-581-6531)へ

自衛官・学生

防衛省では、平成28年春採用の自衛官(航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生)と学生(防衛大学校、防衛医科大学校医学科・看護学科)を募集します。詳しくは自衛隊三重地方協力本部ホームページをご覧ください。

問 同本部津募集案内所(☎224-4324)

親と子の法律教室「解釈のちから ～紙芝居で学ぶ法教育～」

日 8月1日(土)13時～15時30分
場 三重県司法書士会館3階大会議室(丸之内養正町) **対** 小学5・6年生と保護者 **定** 抽25組

申 7月14日(火)までに所定の用紙に必要事項を記入し、郵送またはファクスで三重県司法書士会事務局「親と子の法律教室」係(〒514-0036 丸之内養正町17-17、FAX224-5058)へ ※必着
問 同会(☎224-5171)

第5回いい人見つけて 結婚しよう

日 8月16日(日)12時～16時30

分(受け付けは11時30分～) **場** 県生涯学習センター4階大研修室(県総合文化センター内) **対** 20～40歳代の人 **定** 150人 **費** 500円

申 電話でNPO日本シルバークラブ(☎227-0072)へ

健康

転倒予防教室

日 7月30日(木)10時～11時30分 **場** 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 講話「夏の体調管理」と転倒予防体操 ※手話通訳あり **対** 市内に在住の60歳以上の人 **定** 80人

問 津市社会福祉協議会津支部(☎213-7111)

無料相談コーナー

一日合同相談(秘密厳守)

日 7月29日(水)10時～12時、13時～16時(受け付けは15時30分まで) **場** 津リージョンプラザ2階健康教室 **内** 弁護士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政相談委員、消費生活相談員などによる相談 ※弁護士による相談(☎☎20人)は7月10日(金)8時30分から地域連携課(☎229-3105)へ予約が必要

問 同課(☎229-3105)

カウンセラーによる相談

(面談・電話相談)

専用電話☎229-3120

と き(毎月)	内 容
第1～4火曜日 13時～18時	面談・電話相談 (予約優先)
第3金曜日 18時～20時	電話相談 (予約優先)

※祝・休日、年末年始を除く

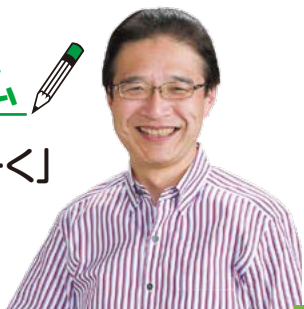
内 夫婦・親子の関係、生き方の問題など

問 上記以外の時間は男女共同参画室(☎229-3103)

市長コラム

「げいのう わんぱく」 人気です！

津市長 前葉 泰幸



少子化が進み、社会環境が急速に変化していきな
かで、子どもの遊び場所も、家々の軒先や路地、空き
地や野原などから、整備された公園へと移り変わっ
てきました。ところが最近では、遊びに興じる子ども
の姿を見かけない街の公園も少なくありません。

一方、中勢グリーンパーク、安濃中央総合公園、久
居中央スポーツ公園といったコンビネーション遊具
や芝生広場を備えた大規模公園は、休日、車で出か
けてきた親子で大にぎわいです。ここにお越しの若
いお父さん、お母さんからは、「子ども同士で遊べる
のはもちろん、親同士も交流できるところが身近に
欲しい」という声が聞こえてきました。

市内に15カ所ある「子育て支援センター」をご利
用いただく未就園児の親子は、年間5万人にもものぼ
ります。こちらは屋内の施設で定期的に開催されて
いるため、「外遊びもできる施設をいつでも利用で

きるようにしてほしい」という要望が寄せられてい
ました。

こうした声にお応えし、街の公園に代わる新しい
子育て広場としてこの春開設したのが「げいのう わ
んぱく」です。駐車場を完備し、気軽に立ち寄って
親子が交流できる場所を新たに創り出しました。

芝生広場ではよちよち歩きの子どもが築山型のす
べり台で遊ぶ周りで、小学生が竹馬やバドミントンに
興じています。「こうりゅうプラザ」には児童書をそ
ろえ、自由な落書きを楽しむホワイトボードも設置し
ました。とりわけ人気が高いのはネットアスレチック
とボルダリングスペースです。ネットをつかんで巨大
な空間を動き回ったり、でこぼこの壁をどうやってよ
じ登ろうかと攻略法を考えながらバランス良く体を使
ったりする子どもたちでいつもにぎわっています。
乳幼児専用スペースには、芸濃子育て支援センター
「ぷちぷち」が移転併設され、親子のふれあいと仲
間づくりをサポートしています。

子育てスタイルも目まぐるしく変容する時代で
す。積極的に子育て世代の声を取り入れ、変化に応
じて柔軟に支援する市政を心掛けてまいります。

4月4日のオープン以来、すでに1万人を超える
入場者を迎えた大人気の「げいのう わんぱく」、ぜ
ひ一度お出かけになってご感想をお聞かせください。

「TV版市長コラム」では、前葉市長がこのテーマを語ります

HP 津市長コラム |

検索

市長活動日記から



■津市産業・スポーツセンター「サオリーナ」 着工報告(一志体育館)…5月4日



レスリング競技の普及と若手選手
の育成に取り組んだ故吉田栄勝氏の
追悼大会が一志体育館で開催され、
全国から250人もの小中学生が集ま
り、熱戦を繰り広げました。応援に
駆け付けた吉田沙保里選手に、「サオ
リーナ」は4月1日に着工し、
2017年10月の完成を予定している
ことを報告しました。2018年に開
催されるインターハイでは、レスリ
ング、柔道、バレーボール、ハンド
ボールの会場となり、2021年の三
重国体ではバスケットボールの会場
にもなります。

■シアラート(災害情報共有システム)の運用 に係る覚書締結式(三重県庁)…5月25日

シアラートとは、災害対策本部や
避難所などの設置状況、避難勧告の
発令など、公的な防災情報を報道機
関に即時に配信するシステムです。
市長会と町村会とは県とシアラートの
運用に関する覚書を締結し、災害時
29市町が県の防災情報システムに
入力した緊急情報が、6月1日より
テレビ、ラジオ、携帯電話、イン
ターネットなど身近なメディアから
入手できるようになりました。今後
も県と市町との連携による災害に強
いまちづくりを目指します。



■津市消防本部救急救命士による活 動報告…5月25日



津市消防本部の伊野匠救急救命士
が、ネパール大地震の被災地に
JICA国際緊急援助隊医療チーム2
次隊の医療調整員として派遣されま
した。2週間にわたって診療所受付
での問診、医師や看護師のサポート、
重篤な患者の緊急搬送などに従事し
たことを報告、「救助現場を知る消防
隊員だからこそ活躍できることもあ
る。後継者が育ってほしい」と、国際
貢献に積極的に携わる姿勢は頼もし
く、この貴重な経験が市民の救助救
命業務にも役立つことを期待してい
ます。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

HP 津市長活動日記 |

検索

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成27年7月1日発行

平成27年 第3号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354

夏休み親子で学ぶ 環境イベント参加者募集

水生生物調査学習会

参加
無料

7月19日(日) 9時～11時

長野川(稲葉町)

※雨天の場合は8月9日(日)に延期

私たちの身近な川に住んでいる魚や水生昆虫の種類を調べて、その川の水質を判定します。自然や生き物と楽しく触れ合いながら川の水質を調査することにより、身近な自然環境を守ることの大切さを学びましょう。

対象 市内に在住・在学の小学3～6年生と保護者

定員 抽選20組(40人)

申し込み 電話で環境保全課(☎229-3140)へ

締め切り 7月8日(水)



昨年の長野川での様子

新エネルギー学習会

雨天
決行

7月25日(土) 9時～16時

津リージョンプラザ正面玄関前集合

※貸し切りバスで移動

新エネルギーの普及啓発の一環として、勉強会、工作教室、施設見学を組み合わせた学習会を開催します。普段あまり目にすることができない三重大の実験施設やメガソーラーの見学ができます。

ところ 三重大、津メガソーラー杜の街

対象 市内に在住・在学の小学4年生～中学3年生と保護者

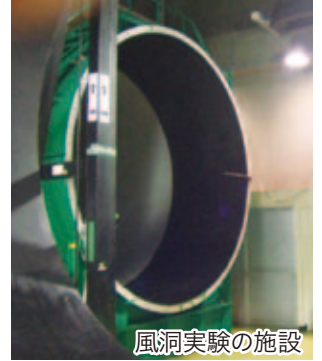
定員 先着20組(40人)

費用 1組1,000円(当日徴収)

持ち物 昼食、はさみなど

申し込み 電話で環境政策課(☎229-3212)へ

申込期間 7月6日(月)～15日(水)



風洞実験の施設

夏休み子どもごみ教室

参加
無料

8月4日(火) 13時～17時

津リージョンプラザ正面玄関前集合

※貸し切りバスで移動

最終処分場・リサイクルプラザ(白銀環境清掃センター)とごみの焼却施設(西部クリーンセンター)を見学して、ごみの減量やリサイクルについて学んでみよう。

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 先着15組(30人)

申し込み 電話で環境政策課(☎229-3258)へ

申込開始日 7月6日(月) 8時30分から



昨年のごみ教室の様子

資源ごみの朝出し徹底を!!

パトロール強化中

資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・衣類布類・金属など)を「ごみ一時集積所」に出すときは、前日から出さないでください。

決められた日の前日の

夜間に持ち去り行為が多発しているため、当日の朝にごみ出しするようお願いいたします。

市では、資源物持ち去り防止パトロールを夜間・早朝に実施しています。資源ごみ持ち去り行為の根絶に向け、市民の皆さんのご協力をお願いします。



ストップ!! カラス被害

集積所で…ごみが散乱

ごみ集積所に出された生ごみがカラスに荒らされて散乱すると、不衛生になり掃除当番や集積所付近の住民の皆さんに大変迷惑が掛かることがあります。

市街地でカラスが増えた最大の原因は、生ごみを食べているためだと言われています。家庭から出る生ごみは、カラスにとって何よりのご馳走となるので、マナーを守らない無防備なごみ出しは、カラスに餌を与えているのと同じことになります。

また、カラスは臭覚ではなく視覚によって餌を探していますので、次の2点がごみ出しのポイントになります。

- カラスにごみ(餌)を見つけられないようにする。
- カラスにごみ(餌)を取られないようにする。

しかし、最も大切なことは「ごみ出しルールを守る」こと。これが誰にでもすぐできるカラス対策ですので、ルールを守ってごみを出しましょう。



誰にでもすぐできるカラス対策は

ごみ出しルールを守る



ごみ出しの方法はこちら



①ごみ袋を使用し、収集日や出す時間を守る!

ごみ袋の口をしっかりと縛り、中身が出ないようにしましょう。ごみ集積所に長時間置いておくと、カラス以外にも野良猫などが荒らすこともありますので、ごみ出しの日時は必ず守りましょう。



②生ごみは水気を十分切り、ごみの減量を心がける!

食材はできるだけ使いきり、食べ残しをなくして生ごみを減らすように工夫しましょう。また、生ごみ処理機やコンポスト容器を使って、生ごみの減量・リサイクルに努めましょう。



③生ごみを不要になった紙で包む!

生ごみをポリ袋に入れる前に、不要になった紙などで包むと視覚的に遮断する効果が期待できます。
※ダンボールや紙袋は、リサイクル資源ですので、ごみ袋の代わりに使用しないでください。



④防鳥ネットを使う!

黄色の防鳥ネット(網目が細かいもの)が効果的です。ごみ袋をネット内にきっちりと納め、はみ出さないようにごみの量に合ったネットを使用しましょう。

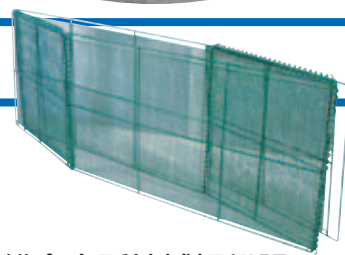
また、ネットが飛ぶなどして通行の邪魔にならないように、ネットの縁に重りを付けるなどして管理してください。



⑤ごみ集積庫を利用する!

集合住宅やアパート、自治会で専用の集積庫があるところは、集積庫をご利用ください。

集積庫には、軽量でコンパクトに折りたためるものもあります。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-5386 または各総合支所地域振興課

エコ・ステーションのご利用を

市内6カ所に「エコ・ステーション」を設け、古紙類や使用済み小型電子機器などの資源物を回収しています。

エコ・ステーション	搬入できる日時	搬入品目
明神リサイクルストックヤード (久居明神町2108-1) ☎255-8843	毎週水・土・日曜日 8:30~16:30 12月29日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、パソコン(モニターを含む)、容器包装プラスチック、その他プラスチック
西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎237-5389	毎週月~金曜日、日曜日 9:00~12:00、13:00~16:00 祝・休日、12月31日~1月3日を除く	
河芸エコ・ステーション (河芸町久知野392) ☎244-1706	毎週火・木・土・日曜日、12月29日・30日 8:30~16:30(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	
香良洲エコ・ステーション (香良洲町3958-9) ☎292-4308	毎週月・火・木~日曜日、12月29日・30日 7:30~12:00、13:30~16:45(12月30日は12:00まで) 12月31日~1月3日を除く	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン(モニターを含む)
津中央エコ・ステーション (市本庁舎第2駐車場内) ☎229-3258	毎週土・日曜日、12月29日・30日 9:00~15:00(12月30日は12:00まで) 津まつりや出初式の開催時、12月31日~1月3日を除く	
一志エコ・ステーション (市一志庁舎駐車場内) ☎293-3008	毎週土・日曜日、12月29日・30日 9:00~15:00(12月30日は12:00まで) 市一志庁舎駐車場でイベント開催時、12月31日~1月3日を除く	

※問い合わせは平日の8:30~17:15になります。気象警報発令時には、受け入れを一時中止する場合があります。

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、大型ステレオ、パソコン用プリンター、パソコン用スキャナー、大型コピー機などは回収しません。



◆ 搬入できる使用済み小型電子機器とは ◆

区分	品目
電話機器	電話機、携帯電話、PHS、ファクシミリなど
映像機器	DVD/BD/ビデオテープレコーダー・プレーヤー、チューナーなど
音響機器	ラジオ、MD/CDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、ヘッドホン、イヤホンなど
補助記憶装置	ハードディスク、USBメモリ、メモリーカードなど
理容用機器	ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気かみそり洗浄機、電気バリカン、電動歯ブラシなど
ゲーム機器	据え置き型、携帯型など
カー用品	ナビゲーション、チューナー、ステレオ、ラジオ、MD/CDプレーヤー、スピーカー、アンプ、VICSユニット、ETC搭載ユニットなど
その他	パソコン(モニター含む)、電子書籍端末、電子辞書、電子計算機、電子血圧計、電子体温計、時計、懐中電灯など 上記の付属品(リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器など)

※個人情報などのデータは必ず消去してください。搬入したものは返却できません。

津市市民エコ活動センター

ECO

リユース情報掲示板

家具などで、まだ使える物を捨てずに、他の人に譲ってごみを減らそうと、津市市民エコ活動センターと津センターパレス3階津市市民活動センターにリユース情報掲示板を設置しています。掲示板の情報は、津市市民エコ活動センターのホームページからご覧いただけます。

譲りたい人、譲ってほしい人は、津市市民エコ活動センターに連絡してください。

現在、掲示板にある情報の一部を紹介します。ただし、6月10日現在の情報のため、すでに受け渡し完了している場合があります。

譲ってください

- 自転車(大人男子用、無料)
- 男児用子供服(サイズ90~110、無料)
- 絵本(幼児用~小学生低学年用、無料)
- 男児用子供服、靴など(服サイズ100~120、靴サイズ16~18cm、無料)
- おもちゃ、絵本、DVD(3歳以上向け、無料)

申し込み・問い合わせ

津市市民エコ活動センター(西部クリーンセンター内、〒514-0081 片田田中町1304)

☎・FAX 237-1185 ✉eco-center@mist.ocn.ne.jp

■開館日時 毎週水~日曜日10時~16時
掲示板に載っているものの情報はこちら

HP 津市市民エコ活動センター 検索

- チャイルドシート(新生児から使えるもの、無料)
- 子ども用自転車(補助輪付き、無料)
- 圧力鍋(メーカー・容量不問、無料)
- テレビ(19~32型、1万円まで)

譲ります



①学習机…本棚の蛍光灯は点灯不可、無料(幅110cm・奥行47cm・高さ73cm)



②ベビーカー…B型、7カ月~2歳まで座った状態で使用、無料



③ベビー布団…敷き・掛け・枕セット、布製キャリーバック付き、無料



④藤椅子2脚…無料



⑤フィルム式一眼レフカメラ…レンズ・ケース・取扱説明書・使い方ビデオ付き、無料

親子木工教室

- と き 7月26日(日)13時~15時30分
ところ 津市市民エコ活動センター
内 容 本立て、マガジンラック、小物入れなど
費 用 1組500円
対 象 小学生と保護者
定 員 20組
持ち物 のこぎり、金づち、軍手
申込開始日 7月10日(金)



親子紙すき教室(無料)

牛乳パックで、はがきや器を作ります。

- と き 8月9日(日)13時~15時30分

ところ 津市市民エコ活動センター

対 象 小学生と保護者

定 員 10組

持ち物 タオル2枚、新聞紙50枚、ザル(直径15cm位)1個

随時募集「布ぞうり講習会」

家庭で不用になった衣類を利用して、室内履きの布ぞうりを作りませんか。必要な布は大人用浴衣1着で2足分が目安です。

と き 毎月第1金曜日または第1日曜日(いずれも13時~15時30分)のどちらか

ところ 津市市民エコ活動センター

費 用 初回500円(材料・資料代込み)、2回目以降無料

いずれの申し込みも 電話またはファクス、Eメールで津市市民エコ活動センター(西部クリーンセンター内、☎・FAX 237-1185、✉eco-center@mist.ocn.ne.jp)へ

国保だより

平成27年7月1日発行

平成27年第3号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX229-5001

平成27年度国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」という)の保険料納入通知書は、7月中旬に加入世帯の世帯主宛てに発送する予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」という)の納付義務を負い、国保の現金給付を受ける権利があります。

保険料の計算方法

年間の保険料は次のように計算します。

$$\text{国民健康保険料} = \begin{array}{l} \text{①医療分保険料} \\ + \\ \text{②後期高齢者支援分保険料} \\ + \\ \text{③介護分保険料} \end{array}$$

①医療分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{医療分保険料} \\ \text{(限度額51万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{A} \\ \text{所得割額} \\ \text{料率7.1\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{B} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人2万7,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{C} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯2万円} \\ \hline \end{array}$$

②後期高齢者支援分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{後期高齢者} \\ \text{支援分保険料} \\ \text{(限度額16万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{D} \\ \text{所得割額} \\ \text{料率2.0\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{E} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人7,700円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{F} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯5,800円} \\ \hline \end{array}$$

③介護分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{介護分保険料} \\ \text{(限度額14万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{G} \\ \text{所得割額} \\ \text{料率1.8\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{H} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人8,800円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{I} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯5,000円} \\ \hline \end{array}$$

※介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合にかかります。

※平成27年度から②後期高齢者支援分保険料および③介護分保険料の限度額が変わりました。

所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額 × 所得割料率

※基準総所得金額…所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額(所得合計額が33万円以下の場合は0円)。なお、世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、世帯で合算。

保険料の計算例



配偶者38歳

前年中の収入は給与収入
103万円(給与所得38万円)
基準総所得金額は
38万円 - 33万円 = 5万円

子10歳

世帯主42歳

前年中の収入は給与
収入450万円(給与所得306万円)
基準総所得金額は
306万円 - 33万円 =
273万円

①医療分保険料

国保の加入者全員にかかります。

A 所得割額 (273万円+5万円) × 7.1% = 19万7,380円

B 被保険者均等割額 2万7,000円 × 3人分 = 8万1,000円

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万円

A + B + C = 29万8,380円

②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員にかかります。

D 所得割額 (273万円+5万円) × 2.0% = 5万5,600円

E 被保険者均等割額 7,700円 × 3人分 = 2万3,100円

F 世帯別平等割額 1世帯につき5,800円

D + E + F = 8万4,500円

③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者にかかります。

G 所得割額 273万円 × 1.8% = 4万9,140円

H 被保険者均等割額 8,800円 × 1人分 = 8,800円

I 世帯別平等割額 1世帯につき5,000円

G + H + I = 6万2,940円

国民健康保険料
44万5,820円

①29万8,380円

②8万4,500円

③6万2,940円

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月末日までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

平成27年度普通徴収の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 25日	2月 1日	2月 29日	3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、末日が土・日曜日、祝・休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合には介護保険料のみが年金から徴収されます。
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

平成27年度特別徴収の納期

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

普通徴収で納付				特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期				
納期限	7月 31日	8月 31日	9月 30日	徴収月	10月	12月	2月

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津州市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円+26万円×被保険者数 以下
2割	33万円+47万円×被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。

※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をされている人は特に手続きは必要ありません。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「平成27年度(平成26年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。提出しないと、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

提出期限後も受け付けますので、まだ提出していない人は収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。

新しい高齢受給者証の送付

国保に加入している70～74歳の人には、8月以降に利用できる高齢受給者証を7月下旬に世帯主宛てに送付します。病院などにかかる際には、保険証と高齢受給者証を一緒に提示してください。なお、新たに70歳になる人は70歳の誕生日の翌月1日から該当します(ただし、誕生日が月の初日である場合はその月から該当します)。高齢受給者証は、該当月の前月に世帯主宛てに送付します。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口で、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届出印)を持参の上、お申し込みください。

なお、申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

国民年金からのお知らせ

平成27年7月1日発行

保険医療助成課

☎ 229-3162 FAX 229-5001

保険料を納めることが難しい場合は

所得が少ないなど、国民年金保険料(以下「保険料」という)を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度が利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかったりする場合があります。

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区 分		所得の基準
全額免除		(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
若年者納付猶予		(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例		118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

免除などの申請手続き

申請可能期間の注意点

- 平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できるようになりました。
- 申請可能期間内に30歳に到達するときは、その前月までが若年者納付猶予の対象期間です。
- 平成26年4月より、災害や失業などによる特例免除の対象期間が、災害や失業などがあつた前月から翌々年の6月までになりました。平成26年3月以前にあつた災害や失業なども対象とな



りますが、申請可能期間は申請時点の2年1カ月前の期間までです。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

申請先 保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)

免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

災害や失業などによる全額免除(猶予)申請と一部免除申請、学生納付特例申請は、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

年金加入記録をインターネットで確認「ねんきんネット」サービス

日本年金機構では、インターネットで24時間いつでも自分の年金加入記録が確認できる「ねんきんネット」サービスを行っています。利用には事前に申し込みが必要ですので、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP [ねんきんネット](#) | [検索](#)

なお、インターネットの利用が難しい場合には、保険医療助成課管理・年金担当(市本庁舎1階⑥番窓口)でも年金記録の確認ができますので、お問い合わせください。

免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入	
			反映割合		
全額免除		○	○ 1/2 (1/3)	○	
一部免除	3/4 免除	○	○ 5/8 (1/2)	○	
		半額免除	○	○ 6/8 (2/3)	○
	1/4 免除		○	○ 7/8 (5/6)	○
		若年者納付猶予		○	×
学生納付特例					
未納		×	×	×	

一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかつこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、老齢基礎年金の受給権者は追納できません。

平成27年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、平成27年度に追納する場合の月額額は次表のとおりです。平成24年度以前の保険料に加算額が上乗せされます。若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は、全額免除と同じです。

	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成17年度	14,880円	—	7,440円	—
平成18年度	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

高齢任意加入制度

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできます。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 通帳
- 金融機関届け出印

※ 共済年金の加入期間がある人は、加入期間を証明するものが必要になる場合があります。

申請先

津年金事務所または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納められません。

納付は便利でお得な口座振替で

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。その年度の保険料を2年分・1年分・6カ月分まとめて口座振替にすると、さらに割引額が大きくなりお得です。手続きは、津年金事務所または金融機関へ、年金手帳、通帳、金融機関届け出印を持参してください。※ 保険料を追納する場合は、口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、被保険者自身が事前に申し込むと、それ以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。手続きは、津年金事務所へ年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参してください。

※ クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また、6カ月前納、1年前納の割引額が、現金納付の割引額になります。

後期高齢者医療制度

第1回 保険料について知ろう

平成27年7月1日発行

保険医療助成課

☎ 229-3285 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 221-6883 FAX 221-6881

対象になる人

75歳以上の人

一定の障がいがある
65歳以上75歳未満
の人

75歳の誕生日

当日から資格取得

※自動的に加入となり、
手続きは必要ありません
(他県からの転入時や生活保護を
受けなくなった時を除く)

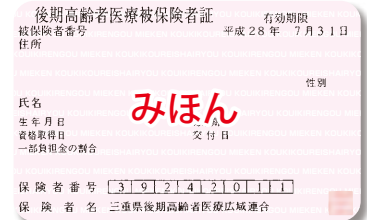
申請して認定を

受けた日から資格取得

※申請するかしないかは
選択できます

8月から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度では、保険証が一人に一枚交付されます。7月下旬に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



保険料の納め方

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。

受給している年金額が
年額18万円以上 年額18万円未満

介護保険料が年金から差し引かれている
はい いいえ

介護保険料と後期高齢者医療保険の1回あたりの保険料の合計額が、1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金保険者・年金種別による優先順位の高い種類の年金から天引きの可否を判断します。

はい いいえ

普通徴収

送付される納付書または口座振替による納付になります
納期…7月から翌年3月の毎月末日(12月は25日)

特別徴収

年金受給月(偶数月)に年金から直接保険料が差し引かれます

本年度保険料

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月に特別徴収した額と同額を徴収します			7月に確定する年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します		

口座振替に変更できます

保険料の納付方法を、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。その際には、金融機関に口座振替依頼書を提出し、市役所に納付方法変更申出書を出してください。

10月分から特別徴収を取りやめたい人は、7月24日(金)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により、変更時期が異なります。

必要なもの 保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)にある納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みをして、本人の控えとしてもらうもの)

年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月から今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人などは、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

社会保険料控除について

普通徴収(口座振替のみ)に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で保険料を支払った人に適用されます。これにより、世帯全体では所得税や住民税が減額になる場合があります。

保険料の決め方

津市の保険料額(年間)

平成26・27年度の
後期高齢者医療保険料
(上限57万円)

=

均等割額

被保険者 1人当たり
4万3,050円

+

所得割額

基準所得※
×
所得割率
8.30%

保険料は三重県内均一で、2年ごとに見直されます。

保険料の軽減について

● 所得の低い人

均等割額の軽減

被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額により、次の表のとおり均等割額が軽減されます。65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除し、判定されます。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	4,305円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,457円
33万円+(26万円×当該世帯の被保険者の数)以下	5割	2万1,525円
33万円+(47万円×当該世帯の被保険者の数)以下	2割	3万4,440円

世帯は4月1日(年度途中で資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

軽減

● 被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において**会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が9割軽減され、所得割はかかりません。**該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

保険料の減免・執行猶予について

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険

医療助成課(減免については後期高齢者医療担当 ☎229-3285、徴収猶予については保険担当 ☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

後期高齢者健康診査の受診を!

6月下旬から順次、三重県後期高齢者医療広域連合から受診券が発送されていますので、11月までに受診してください。5月～8月に被保険者になる人には、8月以降に順次受診券を送付します。

自己負担額 平成26年度住民税課税世帯の人 500円
平成26年度住民税非課税世帯の人 200円

※詳しくは、広報津6月16日号と同時配布の「平成27年度がん検診と健康診査のご案内」、または受診券に同封の案内文書をご確認ください。

あなたの家は大丈夫？

耐震診断・耐震補強で備えよう！

平成27年7月1日発行

建築指導課

☎229-3187 FAX 229-3336

防災室

☎229-3104 FAX 223-6247

いつ発生してもおかしくないといわれている東海・東南海・南海地震。いざという時のために、まずは住まいの耐震化に取り組みましょう。

木造住宅の耐震診断はお済みですか？



(一財)消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp>

木造住宅無料耐震診断

市では、木造住宅を対象に無料耐震診断を行っています。補強工事に必要な概算費用もわかりますので、ぜひご活用ください。

対象 次の全てに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
- ②3階建て以下のもの
- ③延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ④在来軸組工法、伝統工法、枠組工法のいずれか

申請者 対象住宅の所有者

申し込み 裏面の申込書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクスで、建築指導課または各総合支所地域振興課へ

耐震補強が必要な時は…

耐震補強が必要な場合に申請できる補助金制度もあります。

木造住宅耐震補強計画事業補助金(設計)

耐震診断の評点が1.0以上となる補強計画(耐震補強設計)をこれから作成する場合、要する費用の2/3(最高16万円)を補助します。

木造住宅耐震補強事業(工事)

耐震補強後の評点が1.0以上となる耐震工事の費用の一部(最高116万5千円)を助成します。さらに、耐震補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合は、補助金額が最高20万円加算されます。

新木造住宅を除却したい時は…

木造住宅除却事業(解体)

今年度から新たに、耐震診断の結果、倒壊する可能性があると考えられた住宅等の除却費用の2/3(最高30万円)を補助します。

耐震診断、耐震補強計画・耐震補強・除却に関する補助金について、詳しくは

建築指導課 ☎229-3187 FAX 229-3336

家の中の地震対策は万全ですか？

家具等転倒防止対策事業補助金

自らが居住する住宅で、地震などによる家具の転倒を防止するための固定具の取り付けなどに要した費用の9/10(最高1万円)を補助します。



固定具取付例

固定金具の配付、取付支援

自らが居住する住宅で、1世帯上限3つまで家具などを固定する金具の無料配付・取付支援を行います。ただし、金具の配付・取付支援は、それぞれ実施年度を問わず、1世帯1回限りです。



配付する固定金具

耐震シェルター設置事業補助金

自らが居住する住宅の1階部分に、耐震シェルターなどを設置する費用の2/3(最高25万円)を補助します。三重県型「耐震シェルター」を設置する場合は、最高40万円となります。

家具等転倒防止対策事業、固定金具の配付・取付支援、耐震シェルター設置事業について、詳しくは

防災室 ☎229-3104 FAX 223-6247

第1号様式（第5条関係）

耐震診断等実施申込書

年 月 日

（あて先）津市長

申請者 住所
氏 名
電話番号

次のとおり住宅の耐震診断等を受けたいので申込みをします。なお、申込みに当たって、津市木造住宅耐震診断等事業実施要綱に規定する対象住宅及び対象者であることを確認するために、津市が固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

住 宅 の 所 在 地	津市		
住 宅 の 種 類	専用住宅()・併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建 築 年 月 日			
階 数		延べ床面積	m ²
併用住宅の居住の用に供する部分以外の面積	m ²		
住 宅 の 所 有 者			
居 住 者 承 認 (居住者が所有者以外の場合)	住 所 氏 名 ⑩ 電話番号		
診断等実施希望時期	年 月 ころ		